

郵便局の外務事務の統廃合計画に反対する意見書

日本郵政公社は、平成 19 年 10 月の完全民営化を前に、郵便局の配達・集荷・郵便貯金と簡易生命保険の募集・集金などの外務事務を統合する計画を進めています。一関市内においては真滝、舞川、奥玉、大原、猿沢がその計画に入っています。

郵便局は地域の中核的な施設として、地域住民の日常生活に必要な不可欠な生活基盤サービスの提供のほか、安心安全な町づくりに貢献するとともに、地域住民の交流の場としても活用され、高齢化社会を迎えて、郵便局の存在は益々重要になってきています。

採算性のみを重視したこの計画が実施されると、郵便物の配達やサービス低下を招くことが懸念され、地域経済に与える影響は大きいものがあります。

郵政民営化法に関する付帯決議においても、特段に配慮すべき第 1 項目として、国民共有の生活インフラ、セーフティネットワークである郵便局ネットワークが維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないように、万全を期すことを明記しています。

このように、郵政民営化法に関する付帯決議にも反し、地域の実情を無視した統廃合計画は、非現実的、非合理的であり、真の行政改革に逆行するもので、到底認められません。

よって、このたびの外務事務統廃合計画には断固反対し、白紙撤回と、郵便局の外務事務は現状のまま存続することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 9 月 6 日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿

住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書

国と地方の公務員の大幅な削減や、公務・公共サービスの民間開放など「小さな政府」を具体化する「行政改革推進法」「公共サービス改革法(市場化テスト法)」が、第 164 回通常国会で成立するなか、

内閣は、さらなる「構造改革」の推進へと「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太の方針)を去る7月7日に閣議決定しました。

経済財政諮問会議の答申を受けて、毎年閣議決定されてきた「骨太の方針」では、社会保障費などの歳出削減をはじめ、いっそうの規制緩和や公務・公共サービスの民間開放、公務員の総人件費削減などが示され、この方針に基づいて次年度の予算編成が進められてきました。

こうしたなかで、年金・医療・介護など社会保障制度の後退で国民への負担を迫り、地方自治体への補助金や地方交付税の削減など地方切り捨てによって、地域間の格差が拡大してきました。また、逮捕者まで出した耐震強度偽装事件やライブドアの不正証券取引、JRの相次ぐ事故などは、規制緩和や民間開放が招いた結果でもあり、「骨太の方針」が目指してきた「官から民へ」の「改革」の方向に、改めて疑問が投げかけられています。

とりわけ、今年の「骨太の方針」では、「歳出・歳入一体改革」などとして、地方財政・交付税の「改革」が重点とされ、その内容は地方自治体にとっても極めて重大です。

つきましては、下記の事項についてその実現を要望します。

記

- 1 .住民の暮らしや安全にかかわる国や地方自治体の責任を全うするため、公共サービスの拡充にむけた予算編成を行うこと。
- 2 .国の出先機関の統廃合及び地方公務員の配置基準の一律見直しなどを行わず、地方における公共サービスの改善や水準維持のために必要な要員を確保すること。
- 3 .地方切り捨てにつながる地方財政・交付税の「改革」は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 10 月 3 日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
行革担当大臣 殿

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

超低金利時代といわれる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超えた借り入れをして、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化している。

こうした背景には、貸金業規制法第 43 条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年 15～20%）は上回るが、出資法の上限（年 29.2%、日賦貸金業者及び電話担保金融は年 54.75%）よりは低い金利、所謂「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は、貸金業者の利息制限法の上限を超える利息について「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

更に、出資法の特例規定により年 54.75%という超高金利を適用することが許されている日賦貸金業者（日掛金融）による被害も生じている。また、電話加入権も実質的な財産価値を失っており、電話担保金融の特例を認める必要性もなくなっている。

よって、国及び政府におかれては、下記の法改正がなされるよう強く要望する。

記

- 1 . 出資法第 5 条の上限金利を、利息制限法第 1 条の制限金利まで引き下げること。
- 2 . 貸金業規制等に関する法律第 43 条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 3 . 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 10 月 3 日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
法務大臣 殿
金融担当大臣 殿